

日本住宅性能表示基準・評価方法基準の改正案について

平成 13 年 5 月

国土交通省住宅局住宅生産課

<改正の趣旨とポイント>

「日本住宅性能表示基準」及び「評価方法基準」については、昨年 7 月に制定され、10 月には住宅性能表示制度が本格的に運用開始されたところであるが、今般、以下の観点から、これらの基準の改正を行うこととする。

昨今、住宅取得者にとって特に関心の高い、室内空気中のホルムアルデヒド等の化学物質について、当該化学物質の濃度等に関する情報の客観的な開示を可能とするため、当該化学物質の測定を行い、その濃度その他の情報を表示する項目を、建設性能評価において、選択可能な表示事項として新規に追加

- ・ 対象物質はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン（ホルムアルデヒド以外は選択制）
- ・ 物質名称、濃度はもとより、測定器具、採取年月日、採取条件等も表示

住宅の設計、施工の実態や指定住宅性能評価機関における住宅性能評価の業務の実状を考慮し、これまでの技術的な検討を踏まえた対象構法の追加等の所要の改正

指定住宅性能評価機関における評価の業務の円滑な実施のため、基準の趣旨をより明確化するための所要の改正